設立・開業一年後支援金のご案内

創業融資を総額200万円以上受けた事業者に融資開始から一年後に定額支援金を支給します。

支給額

対象融資名	支給額
鳥取県企業自立サポート融資制度「創業支援資金」	◆法人：25万円 ◆個人：15万円
日本政策金融公庫「新規開業・スタートアップ支援資金（女性、若者/シニア起業家支援関連）」	◆法人：10万円 ◆個人：　5万円

対象要件

本支援金の支給対象者は、次の要件を全て満たす者とする。

①創業支援資金又は新規開業・スタートアップ支援資金（女性、若者/シニア起業家支援関連）を受けるため金融機関と金銭消費貸借契約を締結した者。

②本支援金の申請日において、事業所を有して現に事業を1年以上実施するとともに、今後も事業を継続する意思を有し、**次のいずれかに該当する者**。

ア　産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に規定する認定創業支援等事業計画に記載された特定創業支援等事業による支援を受けたことについて鳥取県内市町村長の証明を受けた者

イ　鳥取県内の各商工団体（各商工会議所、各商工会又は鳥取県中小企業団体中央会）の代表者が上記に準じる者として認めた者

③令和４年４月１日以降における前号による融資総額（融資が複数ある場合はその合算額）が200万円以上で、かつ当該融資総額に係る融資期間（据置期間を含む。）が１年以上となる者。

④前号の融資総額要件を満たす融資を受けた日から申請日までの間が１年以上あり、かつ申請日が前号の融資期間内にある者。

⑤次のいずれかに該当する者でないこと。

ア　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業を営む者

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

エ　暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

募集時期

随時募集　※本支援金の支給は、１事業者につき１回限り

申請時期

対象要件の②に記載する融資を受けた日の１年後の同日から起算して６か月が経過する日までの間

（例）R4.4/1が融資日の場合⇒申請期間:R5.4/1～9/30まで

申請方法

郵送、持参又は電子申請サービス

※電子申請サービスはこちら

申請書類

以下の申請書と添付書類を産業未来創造課にご提出いただき、申請を行ってください。

【すべての方】

・設立・開業一年後支援金支給申請書（様式第1号(第７条関係)）

<添付書類>

①金消契約を証明する書類（融資に係る償還(計画)表、利息計算書、支払明細書の写し等）

②金融機関へ利子を支払っていることが証明できる資料（直近2か月分の取引明細書又は通帳の写し等）

③市町村、商工団体による証明書等の「対象要件②」を満たすことが証明できる資料

※各市町村、またはお近くの商工会議所、商工会にお問い合わせください。

④ 法人　：履歴事項全部証明書等、法人登記の証明書類の写し

　 個人事業主：電子申告した際の日付と受付番号が記載された開業届の控えの写し

（開業届に上記の記載がない方は、裏面下部を参考に書類をご準備ください。）

【該当者のみ】

⑤日本政策金融公庫が発行する「新規開業・スタートアップ支援資金（女性、若者/シニア起業家支援関連）」の融資を受けたことを証明する書類

申請書類ダウンロード▶県ＨＰ

https://www.pref.tottori.lg.jp/99747.htm



お問合せ先

鳥取県商工労働部 産業未来創造課 産業支援担当
電話：0857-26-7246　FAX:0857-26-8117
メール：sangyoumirai@pref.tottori.lg.jp
お問合わせ時間：午前8時30分～午後5時15分まで
（〒680-8570 鳥取県鳥取市東町１丁目220番地）

裏面のFAQもご確認ください。

FAQ

Q.県外在住ですが申請できますか？

県内に事業所を有し、事業を営んでいる方であれば、県外にお住まいでも申請できます。

Q.“特定創業支援等事業による支援”の証明書はどこで発行できますか ？

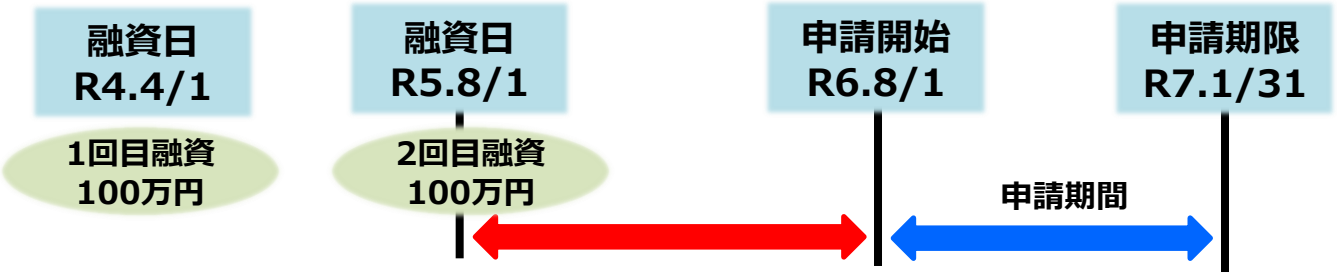
各市町村、またはお近くの商工会議所、商工会にお問い合わせください。
鳥取県ホームページに商工会団体等のリンク一覧でご連絡先をご覧になれます。
※右記のQRコードを読み込んでも可能
（とりネット）https://www.pref.tottori.lg.jp/99452.htm

Q.創業支援資金の融資対象者はどこで確認できますか？

鳥取県ホームページに詳しい内容を記載しています。または、お近くの商工会議所、商工会にお問い合わせください。※右記のQRコードを読み込んでも可能
（とりネット）https://www.pref.tottori.lg.jp/244761.htm

Q.対象融資で複数の融資があり、合算すると200万円以上になる場合は、申請できますか？

可能です。申請期限は融資総額要件を満たす融資を受けた日から申請日までの間が１年以上ある場合に限ります。



Q.融資を受ける度に、何回でも申請はできますか？

1事業者につき1回限り申請ができます。

Q.申請時期になったら連絡いただくことは可能ですか？

電子申請システムで登録いただければ、申請時期がきましたら連絡します。

※融資を受けた日から３か月以内をめどにご登録をお願いします。
※申請時期になりましたら別途申請手続きが必要となります。

【とっとり電子申請サービス】 https://s-kantan.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=5889

Q.開業届に受付番号と日時の記載がない場合はどうしたら良いですか？

以下のいずれかの書類を開業届と併せて、ご提出ください。

・電子申告をした際の受信通知(メール詳細)
・鳥取県税事務所に提出し、収受されたことが分かる開廃業届(県税事務所でコピー可能)
・事業の許認可を行う官公署に提出し承認されたことが分かる書類